

9月12日（第3日）

9月12日(金)第3日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 宮下成美 | 2番 | 寛本語 |
| 3番 | 上本雄一郎 | 4番 | 平本美幸 |
| 5番 | 美濃英俊 | 6番 | 古居俊彦 |
| 7番 | 長坂実子 | 8番 | 岡野数正 |
| 9番 | 平川博之 | 12番 | 上松英邦 |
| 13番 | 吉野伸康 | 14番 | 浜西金満 |
| 15番 | 山本一也 | 16番 | 酒永光志 |

欠席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 10番 | 沖也寸志 | 11番 | 沖元大洋 |
|-----|------|-----|------|

本会議に説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 市長 | 土手三生 | 副市長 | 大濱清 |
| 教育長 | 岡田學 | 危機管理監 | 速山政治 |
| 総務部長 | 奥田修三 | 企画部長 | 畑河内真 |
| 産業部長 | 佐野数博 | 土木建築部長 | 東埜泰二郎 |
| 福祉保健部長 | 山田浩之 | 市民生活部長 | 猪垣英治 |
| 教育部長 | 矢野圭一 | 消防長 | 米田尋幸 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 仁城靖雄 |
| 議会事務局次長 | 奥村克希 |
| 事務局専門員 | 流田洋充 |

議事日程

| | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第43号 | 江田島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第3 | 議案第46号 | 財産の取得について |
| 日程第4 | 議案第47号 | 特定の事務を取り扱う郵便局の指定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第49号 | 令和7年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第50号 | 令和7年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号) |

| | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 令和 6 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 5 号 | 令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 7 号 | 令和 6 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 8 号 | 令和 6 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 9 号 | 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 0 号 | 令和 6 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 1 号 | 令和 6 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 2 0 | | 議会改革推進特別委員会の調査事項報告について |
| 日程第 2 1 | 発議第 4 号 | 江田島市議会基本条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 2 2 | 発議第 5 号 | 議会改革推進特別委員会廃止に関する決議案の提出について |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和 7 年第 3 回江田島市議会定例会、第 3 日を開きます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

沖議員、沖元議員から欠席する旨、届出がありました。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 43 号～日程第 4 議案第 47 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1、議案第 43 号 江田島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案についてから、日程第 4、議案第 47 号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてまでの 4 議案を一括議題とします。

本件は総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、平川総務文教常任委員長の報告を求めます。

平川委員長。

○9 番（平川博之君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員長報告を行います。

令和 7 年 9 月 12 日、今定例会において、総務文教常任委員会に審査付託となりました議案 4 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 8 月 28 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 43 号 江田島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案について、議案第 44 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第 46 号 財産の取得について、議案第 47 号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、審査の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 47 号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、これまで行政で行っていた手続などでトラブル等が発生しないよう郵便局職員の教育研修をしっかりと行い、丁寧な住民サービスに努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第43号 江田島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 財産の取得について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号

○議長(酒永光志君) 日程第5、議案第45号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂委員長。

○7番(長坂実子君) それでは、産業厚生常任委員長報告を行います。

今定例会において産業厚生常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る8月29日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第45号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、審査の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

本議案は、江田島市能美町高田字名高地3370番6から3370番12に至るまでの間の地先公有水面を必要な許可を受けずに埋め立てた無願埋立地について、広島県知事が原状回復の義務を免除したことから、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに土地が生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、隣接する字の区域に編入するというものです。同様の事案がないか調査をしないのかという質疑には、広島県で同様のケースが数年に一度起きている実態があるものの、海域そのものの管理権限を有するのは広島県であり、広島県からは海域全体の調査は現実的ではなく、発覚した事案を順次対応し解決を図っているとの回答があったとのこと。委員からは、違法な埋立てが見逃されることのないように、市でできる範囲で調査をしていただきたいという意見がありました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂産業厚生常任委員長の報告を終わります。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論と採決を行います。

議案第45号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号～日程第9 議案第51号

○議長（酒永光志君） この際、日程第6、議案第48号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第2号）から、日程第9、議案第51号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

本件は、予算決算常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、上松予算決算常任委員長の報告を求めます。

上松委員長。

○12番（上松英邦君） 今定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、付託された議案について、二つの分科会に委嘱し、8月28日に総務文教分科会、8月29日に産業厚生分科会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第48号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第2号）、議案第49号 令和7年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）は、9月11日開催の予算決算常任委員会における審査の結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第48号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第2号）について、中学校施設維持管理事業では、現在、本市の小中学校において、普通教室以外の特別教室で、空調機の未設置が21教室ある現状が指摘されました。今後、全ての教室に設置できるよう、関係課との計画的な協議を早期に進めていただきたい。

また、環境センターの機械器具更新工事、葬斎センターの空調機更新工事、そして、認定こども園みたかにおける高圧引込み用機器設置不良に伴う修繕工事などについて、内容の詳細を問う質疑がありました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、上松予算決算常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第48号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和7年度江田島市国民健康保険特別補正予算（第1号）について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和7年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和7年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号～日程第19 議案第61号

○議長（酒永光志君） この際、日程第10、議案第52号 令和6年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第61号 令和6年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

本件は、予算決算常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、上松予算決算常任委員長の報告を求めます。

上松委員長。

○12番（上松英邦君） 今定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案10件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、付託された議案について、二つの分科会に委嘱し、9月2日、3日に

総務文教分科会、9月4日、5日に産業厚生分科会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号 令和6年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和6年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和6年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和6年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和6年度江田島市下水道事業会計決算の認定については、9月11日開催の予算決算常任委員会における審査の結果、いずれも全員一致をもって認定することに決定いたしました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見については、別紙のとおりでございますので、今後十分に反映されることを要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、上松予算決算常任委員長の報告を終わります。これより、委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第52号 令和6年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第53号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第54号 令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第55号 令和6年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第56号 令和6年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第57号 令和6年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第58号 令和6年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第59号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第60号 令和6年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第61号 令和6年度江田島市下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定しました。

日程第20 議会改革推進特別委員会の調査事項報告について

○議長(酒永光志君) 日程第20、議会改革推進特別委員会の調査事項報告についてを議題とします。

議会改革推進特別委員会については、調査結果がまとまり、令和7年9月12日付で報告書が提出されております。

なお、報告書についてはお手元に配付のとおりでございます。

本件について、浜西議会改革推進特別委員長の報告を求めます。

浜西委員長。

○14番(浜西金満君) 議会改革推進特別委員会調査事項報告。

江田島市議会議会改革推進特別委員会委員長の14番議員、浜西金満でございます。

本委員会は、令和6年第1回定例会において設置され、三つの調査事項として、議会

基本条例の検証に関する事項、議員の定数及び報酬に関する事項、議会活動の活性化に関する事項が示されました。令和6年3月14日、議会改革推進特別委員会設置から、令和7年7月30日までの1年半で20回の委員会を開催し、この間、類似団体の資料検証やアンケート調査を行い、これらの結果を参考に、調査項目について活発な議論を重ね、全会一致で調査報告書をまとめたところでございます。

その概要は、議会基本条例の検証に関する事項については、議会基本条例を条文ごとに検証した結果、新たに必要と考えられる条文を2つ追加することとし、1つを改正することとしました。また、検証の結果、今後取り組むべき内容として整理されたものについて、さらに検討を深めていく必要があるとの結論に至りました。

次に、議員の定数及び報酬に関する事項については、類似団体との比較や市民アンケート調査の結果、議会運営に与える影響などについて議論を重ね、定数及び報酬ともに現状維持が適当であるとの結論に至りました。

次に、議会活動の活性化に関する事項については、主に広報広聴の充実、議論の活性化、質の向上、ペーパーレス化の三つの事項について議論を重ね、意見を集約したところでございます。

最後に、今後の取組については継続協議として、議会活性化に関する事項の3項目を議会運営委員会または各常任委員会で引き続き協議していただくこととし、基本条例の検証の対応については、今後取り組むべき内容として整理されたものについて、さらに検討を深めていくことといたしました。

調査結果の詳細は、お手元に配付した調査事項報告書のとおりでございます。これまで、8名の委員が真摯に調査事項を取組、20回の委員会を開き、調査事項報告書をまとめることができましたことを委員の皆様にご感謝申し上げます。

○議長（酒永光志君） これをもって、浜西議会改革推進特別委員長の報告を終わります。

日程第21 発議第4号

○議長（酒永光志君） 日程第21、発議第4号 江田島市議会基本条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

浜西議会改革推進特別委員長。

○14番（浜西金満君） 発議第4号。

江田島市議会基本条例の一部を改正する条例案について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江田島市議会会議規則（平成16年江田島市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月12日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 議会改革推進特別委員会委員長 浜西金満

それでは、提案理由について御説明いたします。

本委員会は、調査事項の一つである議会基本条例の検証を実施しました。その結果、今日の議会を取り巻く環境の変化や市民の議会に対する期待に応えるためには、条例の改正が必要であると判断し、本案を提出するものです。

今回の改正では第1条から第22条までの全条文を検証し、新たに二つの条文を追加し、一つの条文を改正することとしました。

まず、新たに追加いたします二つの条文について申し上げます。

一つ目は、第2条の2、災害時の議会対応です。

これは、災害時の議会活動機能の維持を示す条文となっています。

現在、市議会では、江田島市議会災害対応要領、江田島市議会災害対応マニュアルにより、災害発生時の市議会としての活動を定めていますが、条例化までされていなかったため、今回条文を追加し、法体系の流れを整理することとしました。

二つ目は、第3条の2、議長の責務です。

これは、議員の代表である議長の責務を示した条文となっています。議員の代表である議長の責務を条文化することで、議長の責務を明記するものとなりました。

次に、改正する条文について申し上げます。

第15条、議会事務局の体制整備です。

条文中の「を図るものとする」を「に努める」に改めるものです。これは、体制整備の現状体制について適切な表現の条文とするものです。事務局の体制整備について、条文の文末部分を「を図るものとする」では、事務局の具体的な計画や行動などを行うことが期待されますが、現状の事務局体制では、職員数など様々な要因から難しいと考えられます。よって、この部分を「に努める」とし、現行体制を維持していくこととして、現状に適した条文へ改正することとしました。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議員の各位の御理解と御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第5号

○議長（酒永光志君） 日程第22、発議第5号 議会改革推進特別委員会廃止に関する決議案の提出についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

浜西議会改革推進特別委員長。

○14番（浜西金満君） 発議第5号。

議会改革推進特別委員会廃止に関する決議案の提出について。

上記の議案を江田島市議会会議規則（平成16年江田島市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、提出します。

令和7年9月12日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 議会改革推進特別委員会委員長 浜西金満

提案理由。

議会改革推進特別委員会の調査事項が全て終了したため、本特別委員会を廃止するものです。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和7年9月定例会が閉会となりますが、本定例会は私たち議員としての任期最後の定例会でございます。お許し願ひまして、一言御挨拶をさせていただきます。

私は、議長として本日最後の定例会の議事進行を務めることができました。また、この2年間、議長を務めさせていただき、本当に多くの得難い経験を積ませていただきました。厚く感謝を申し上げます。

この間、振り返ってみますと、通常の議会運営をはもとより、様々な議会改革が進んだように思います。議会基本条例の検証、補正予算を含む全議案の原則委員会付託、本会議のネット中継、委員会の録画配信、議会だよりの100%リニューアル、予算決算特別委員会の常任委員会化、タブレット配布によるペーパーレス化の推進など、本当に大きな変化がありました。これもひとえに吉野前議長、各委員会の議員の皆様、執行部の皆様の多大な御協力のおかげであり、特に仁城議会事務局長の指導の下、頑張っていた議会事務局の職員の多大な御協力のおかげでもあります。ここに改めて心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今期で勇退される議員の皆様、長い間本当に御苦労さまでした。私も勇退する者の一人として、皆様と一緒に時間を共有できたことに深く感謝を申し上げます。そして、引き続き議員の道を目指され、来る10月5日の市議選に臨まれる皆様、その道が再度開かれたならば、二代表制の一翼としての役割を存分に発揮され、市民の信頼を得られるよう頑張っていたいただきたいと思います。

結びに、議員並びに執行部の皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、任期最後の定例会の閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

これで、令和7年第3回江田島市議会定例会を閉会します。

皆様、御苦勞さまでした。

(閉会 10時47分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員